



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年5月22日（金） 第9801号

目次

ページ

告 示

- 令和元年度群馬県食品安全基本条例の運用状況（食品・生活衛生課） 2
- 道路の区域変更（道路管理課） 2
- 道路の供用開始（同） 2

公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（業務プロセス改革課） 3
- 土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課） 5
- 土地改良区の定款変更認可（同） 5
- 道路位置の指定（建築課） 5

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 5
- 政治団体の異動事項 6
- 政治団体の解散届出 7
- 資金管理団体の異動事項 7
- 資金管理団体の指定の取消し等 8

落 札

- 落札者等の決定（メディアプロモーション課） 8
- 同（下水道総合事務所） 8

■ 告 示

◎群馬県告示第145号

群馬県食品安全基本条例（平成16年群馬県条例第7号）第19条の規定により、令和元年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 リスクコミュニケーション（意見交換会）の実施状況
  - (1) 件数 56件
  - (2) 参加者数 3,499人
- 2 施策の申出件数及びその処理の分類別件数
  - (1) 申出件数 なし
  - (2) 処理の分類別件数 なし

◎群馬県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	上中森川俣停車場線	邑楽郡千代田町大字上中森811番の1地先から同郡同町大字同810番の3地先まで	前	7.3～13.5	80.0
			後	9.3～14.1	80.0

◎群馬県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	上中森川俣停車場線	邑楽郡千代田町大字上中森811番の1地先から同郡同	令和2年5月22日

車場線	町大字同810番の3地先まで
-----	----------------

## ■ 公 告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年5月22日

群馬県知事 山 本 一 太

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 第5次群馬県庁情報通信ネットワーク設計業務
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

### 2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。ただし、手続開始の決定後に、参加資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (3) 公告の日から委託候補者を選定する日までの間において、群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (5) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年6月15日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年7月1日（水）午後5時までに資格者名簿の登録を確認し、群馬県知事戦略部業務プロセス改革課へその旨を連絡すること。

- (6) 本件と同種の業務について実績があること。同種の業務とは、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により政令で指定する人口50万人以上の市又は民間企業において、ネットワークに接続している端末機器が1,000台以上であり、かつ、広域通信網で結んだ拠点が100か所以上の情報通信ネットワークの構築、運用及び保守に関する設計業務とする。
- (7) ISMS適合性評価制度におけるISMS認証取得事業者であること。
- (8) 規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

### 3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課情報基盤・システム係 電話027-226-2345(ダイヤルイン) ファクシミリ027-224-2812 電子メールgyoukai@pref.gunma.lg.jp
  - (2) 企画提案要領等の交付 令和2年5月22日(金)から同年6月2日(火)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。新型コロナウイルスへの対応のため、来庁が困難である場合は、上記(1)記載の連絡先まで相談すること。
  - (3) 参加申込書、提案概要資料等の提出
    - ア 提出期限 令和2年6月3日(水)午後5時までに必着のこと。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
    - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
    - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (4) 企画提案書等の提出
    - ア 提出期限 令和2年6月26日(金)午後5時必着。ただし、持参する場合の受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
    - イ 提出場所 上記(1)に同じ。
    - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 契約保証金 免除
  - (3) 契約書作成の要否 要
  - (4) その他 詳細は、企画提案要領による。
- 5 Summary
- (1) Nature of services required by following plan: The 5th edition Gunma Prefectural Government Information and Communication Network
  - (2) Fulfillment period: From the day of commencement through March 31 2021
  - (3) Fulfillment place: Locations designated by Gunma Prefectural Government Business Process Reengineering Division or locations requested by the winning bidder, providing that these locations are agreed to by the Business Process Reengineering Division.
  - (4) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: June 3 2020, 5:00 p.m.
  - (5) Submission deadline for planing proposal: June 26 2020, 5:00 p.m.
  - (6) Explanation Handbooks: Bidding explanation handbooks may be obtained from May 22 through June 2, 2020, between 9 a.m. and 12 p.m. and 1 p.m. and 5 p.m., at the location noted below (7).
  - (7) For further details, please contact: Government Business Process Reengineering Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2345(Japanese language only)

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
細野原	理 事	新 任	上原建男	安中市松井田町上増田2747番地
	同	退 任	小林英雄	同 同 2734番地3
	監 事	再 任	上原勝利	同 松井田町新井352番地1
	同	同	吉田辰夫	同 松井田町上増田3518番地2
	同	新 任	西川裕司	同 松井田町土塩1611番地1
	同	退 任	坂本秀夫	同 同 1588番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により馬庭堰土地改良区の定款の変更を令和2年5月8日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本 一 太

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字上野田字田中423-4	延長 34.95 幅員 4.60	群馬県指令前土第304-2号 令和2年4月21日

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年5月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
しぶきしげる後援会	澁木茂	澁木敬子	邑楽郡大泉町東小泉2-1-10
	令和2年4月30日		
ネットワークおおいずみ	山田芳明	山田榮子	邑楽郡大泉町朝日1-1-1
	令和2年4月3日		
山田芳明後援会	山田芳明	山田榮子	邑楽郡大泉町朝日1-1-1
	令和2年4月3日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年5月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党群馬県郵政政治連盟支部	主たる事務所の所在地	吾妻郡草津町草津843	伊勢崎市山王町289-2	令和2年4月5日
	代表者の氏名	黒岩伸一	須永弘通	令和2年4月5日
	会計責任者の氏名	荒井千寿	茂木雅延	令和2年4月5日
自由民主党藤岡支部	主たる事務所の所在地	藤岡市下戸塚510-2	藤岡市岡之郷1149-1	令和2年3月31日
自由民主党群馬県渋川市第三支部	会計責任者の氏名	永井眞平	吉田喜一	令和2年4月9日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
新星会	会計責任者の氏名	川崎均	野村隆二	令和2年4月9日
ほしな建市後援会	代表者の氏名	永井眞平	吉田喜一	令和2年4月9日
	会計責任者の氏名	木暮一彦	加邊正人	令和2年4月9日

◎群馬県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年5月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小林純後援会	小林純	令和元年12月31日
しぶきしげる後援会	澁木茂	令和2年4月30日
野本けんじ友の会	萩原幸三	令和元年8月1日
靱山きょうこ後援会	靱山京子	令和元年12月31日

◎群馬県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和2年5月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中島資浩	中島もとひろ後援会	公職の種類	前橋市長	前橋市議会議員	令和2年1月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和2年5月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮下智満

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
小林純	小林純後援会	令和元年12月31日
榎山京子	榎山きょうこ後援会	令和元年12月31日

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和2年5月22日

群馬県知事 山本一太

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 県広報番組「ぐんま一番」の制作及び放送 1回につき30分間を令和2年4月1日から令和3年3月31日まで39回
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 群馬テレビ株式会社 群馬県前橋市上小出町三丁目38番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額 84,408,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

次のとおり落札者を決定した。

令和2年5月22日

群馬県下水道総合事務所長 須田至郎

- 1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

番号	物品等の名称	年間予定調達数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤(その1)	200t	赤尾商事株式会社	群馬県高崎市上佐野町282番地1	290円/kg
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤(その2)	100t	太陽コンクリート工業株式会社	群馬県高崎市下豊岡町519番地2	445円/kg
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	110t	和光化学株式会社	群馬県高崎市問屋町三丁目2番地の3	291円/kg

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県下水道総合事務所 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1
- 3 落札者を決定した日 令和2年3月12日
- 4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 5 入札公告をした日 令和2年1月28日
- 6 契約方法 単価契約

---

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---